

各 位

平成 28 年 4 月 28 日

東京都目黒区大橋一丁目5番1号株式会社、SJI 代表取締役社長 牛雨

(JASDAQ: 2315) 問合せ先:取締役 矢沼 克則 Tm. 03-5657-3000(代表)

当社株式の特設注意市場銘柄の継続に関するお知らせ

当社の株式は、平成27年2月25日付で株式会社東京証券取引所(以下、「東証」といいます。)から特設注意市場銘柄に指定されておりましたが、平成28年4月28日付で特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の通知を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特設注意市場銘柄継続の理由

当社は、平成27年1月30日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示するとともに、同年2月6日に過去の決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、当社では、元代表取締役社長が商取引を偽装し、多額の当社資金を不正に社外流出させ自己の借入金の返済に充当していたこと等が判明しました。そして、その主たる要因は、元代表取締役社長のコンプライアンス意識が著しく欠如するなか、同氏が不正取引を実施する際に資料を偽造するなどして内部統制システムを無効化させていたこと、また、かかる取引に対して当社の取締役会の監視・牽制機能が有効に働いていなかったこと等によるものであり、当社の内部管理体制は十分な実効性を有していなかったと認められました。

以上により、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたことから、平成27年2月25日に当社株式は特設注意市場銘柄に指定されました。

今般、当該指定から1年を経過した後に当社から提出された内部管理体制確認書の内容等を東証が確認したところ、当社は、内部管理体制等の改善に向けた取り組みを行っていることが認められました。しかしながら、当社が掲げた改善策のうち、平成27年6月の親会社の異動に伴い、利益相反取引の適正性及び健全性確保等を目的に、取締役会の諮問機関として経営監視委員会を設置したものの、経営監視委員会で事前審議されずに取締役会で決裁された親会社グループとの取引が見られるなど、社内規程の整備・順守状況に不備が認められること及び当該不備に対して監査役監査や内部監査が有効に機能していないことが認められました。加えて、特設注意市場銘柄に指定された後も開示すべき事項が適時適切に開示されない事案が散見されるなど、適時開示体制に不備が認められました。

また、当社は、親会社から経営の独立性を高める体制を構築するために、本年1月に取締役及び監査 役の構成を変更しており、その有効性については、なお確認する必要があると認められました。

これらを踏まえると、当社の状況は内部管理体制等に問題があると認める場合に該当することから、当社株式について特設注意市場銘柄指定を継続する旨の通知を受領いたしました。

なお、今回、特設注意市場銘柄の指定が継続されたことにより、直ちに上場廃止の事由に該当することはございませんが、当該指定から1年6か月を経過した日(平成28年8月25日)以後に、当社が再提

出する内部管理体制確認書の内容等を東証が確認し、内部管理体制等について改善がなされなかったと 認められた場合は、当社株式は上場廃止となります。

2. 当社の今後の取り組み

今般、東証からの特設注意市場銘柄の指定継続を受け、当社は内部管理体制等の確立に努め、内部統制の整備・構築並びに運用についても実効性を徹底することとし、特設注意市場銘柄指定の解除に向けて全社一丸となって取り組んでまいります。

今後の具体的な改善策等につきましては、別途改めてお知らせいたします。

以上